

第 1 回 隠岐の島町庁舎建設検討委員会 討議要旨

標記会議における討議の要旨及び、事務局が提出する資料については以下のとおりである。

1. 移転新築となった場合の現庁舎及び敷地の利用方法について

(意見 1) 庁舎建設検討委員会で庁舎移転とセットで考えるべきだ。

(意見 2) まずは、移転新築か検討すべきだ。

《事務局見解及び対応》

まずは、新築移転となるか建設場所の検討を優先していただきたい。

新築移転となった場合の跡地利用については、他部署、他団体の意見、計画等とも調整する必要があることから、庁舎建設検討委員会で検討するかは、庁内で調整して方針を示します。

2. 事務局が候補地比較において示している経済性について概算の事業費で示して欲しい。

《事務局見解及び対応》

建設位置検討書 P23 図-5 新庁舎最終候補地の 8 箇所について概算事業費を示します。第 2 回隠岐の島町庁舎建設検討委員会開催の案内に同封します。

3. 敷地面積は隠岐の島町新庁舎建設基本計画(案)で示している 13,000 m²にこだわらず、将来の拡張性、イベント時の駐車スペース、災害時の防災倉庫などを考慮してもっと広く求めるべきだ。

《事務局見解及び対応》

建設位置検討書 P23 図-5 新庁舎最終候補地の 8 箇所について、評価書に事務局評価を加えます。評価した資料を第 2 回隠岐の島町庁舎建設検討委員会開催の案内に同封します。

4. まちづくりも考えて庁舎がどこにあるべきかを考えるべきだ。

《事務局見解及び対応》

まちづくりは、町全体の集落の位置づけ及び西郷地区の位置づけをワークショップなどで住民意見をとりいれながらゾーニング計画策定を本年度から行いますが、ゾーニング計画策定には 1 年以上の期間が必要となります。

新庁舎建設は平成 31 年度未完了を予定していることから、まちづくり計画を策定した後に庁舎位置の決定を行うことはスケジュール的に困難です。

新庁舎に限らず、隠岐病院をはじめとする公共施設及びサンテラスなどの大型店舗は既に建っております。まちづくり計画においては、新庁舎を含めたこれら既存施設の位置を考慮して、まちづくり計画を策定する予定です。

5. 会議の情報公開について

(意見1) 位置の選定は重要なので公開すべきだ。

(意見2) 用地交渉に影響するならエリアだけでも情報公開すべきだ。

(意見3) エリアを示した場合、混乱を引き起こす。

《事務局見解及び対応》

現在の候補地については地権者等の権利者の方に了承をいただいたものではありません。単純に敷地面積の確保の可能性がある箇所を示したものです。

用地交渉は、地権者の方に対して誠意をもって望むことが最も大事であります。

その中で、地権者が知らないうちに候補地エリアに選定されることは、地権者に対し役場の対応について、少なからず悪い印象を与えてしまい今後の用地交渉の支障となる可能性があります。

よって、建設位置に関する情報公開については、地権者に候補地になることを説明し、事業について理解していただいた後に、ホームページや町報等にて情報を公開するとともに、会議の公開を行うこととなります。今後の会議の進行状況及び候補地選定状況を踏まえ柔軟に対応させていただきたい。